令和６年（行ウ）第５号　国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行った埋立地用途変更・設計概要変更承認処分の取消請求事件

原告　東恩納琢磨　ほか２９名

被告　国（処分行政庁　国土交通大臣）

要旨陳述

（原告ら第１準備書面について）

２０２４年１０月９日

那覇地方裁判所民事第１部合議Ａ係　御中

　　　　　　　　　　　　原告ら訴訟代理人弁護士　白　　　充

原告ら訴訟代理人白より、原告ら第１準備書面の要旨を陳述します。

１　本書面では、被告が答弁書において原告適格のみについて反論を行っており、期日においても原告適格以外の反論は行わないことを明言したことに基づき、原告適格についてのみ、原告らの主張を記載しました。
　本書面では、本件と同種訴訟で、２０２４年５月１５日に下された福岡高裁那覇支部判決を踏まえるべきであるということについて述べた上で、被告の答弁書に対する反論を行いました。

　本書面で、特に重要な点は、以下の部分です。

２　まず、本件における代執行、すなわち、本件で国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行った処分は、「埋立地用途変更・設計概要変更承認処分」です。
　仮にこの変更承認処分が存在しなければ、沖縄防衛局は大浦湾側の工事（地盤改良工事等）を進めることができなくなります。結果、辺野古新基地建設そのものを完遂させることができなくなることは明らかであり、だからこそ、沖縄防衛局は設計概要変更承認申請をしています。
　このように、当該変更承認処分の有無（すなわち代執行の有無）は、新基地建設完遂の可否に直接的に関わっているのであって、「当該変更承認処分（本件では代執行処分）がなければ、新基地建設の完遂はない」という関係にあります。以上について反論があれば、被告の方で証拠等をもって、具体的に主張されたいと考えています。
　以上を前提としつつ、これを行訴法９条２項にあてはめると、「代執行処分が、その根拠となる埋立法に違反してされた場合に害されることとなる利益」とは、すなわち「新基地建設が完遂された場合に害されることとなる利益」とイコールの関係にあることになります。
　そして、「新基地建設が完遂された場合に害されることとなる利益」を考慮するということは、すなわち、「当初の処分（当初の埋立承認処分）によって害されることとなる利益」を考慮することと同様であるのであって、本件のような代執行の取消訴訟における原告適格については、当初の埋立承認処分の取消訴訟における原告適格と同様の判断枠組みに従って行うべきであることになります。

３　以上を前提とすれば、先で述べた今年５月の高裁判例が指摘する、埋立法及び関係法令や、これらをどのように解して各原告らに当てはめるべきかについての内容は、本件でそのまま当てはまるというべきであります。
　したがって、少なくとも高裁判例で原告適格が認められた４名の原告については、本件でも原告適格が認められると解すべきであります。
　仮に本件において、これら４名について原告適格を認めないのであれば、先の高裁判例自体を否定しなければならないところ、本裁判所が上級審たる高裁の判断に明確に反する（正面から矛盾する）判断を示すことはあり得ないものと思料します。
　それゆえ、上記４名について原告適格が認められることは、およそ争いの余地がないところであり、原告らのうち一部でも原告適格が認められれば本案についての判断が示される必要があることからすると、原告適格論については以上により尽きており、速やかに本案審理に移行すべきであると思料します。

４　原告適格論については以上のとおりでありますが、本件原告は、上記４名の他に、以下の特徴を有する原告らがいます。
　まずは、高さ制限に現に抵触している原告がいます。先の高裁判例では、高さ制限に現に抵触はしていないものの、原告適格が認められた原告がいました。これを考慮すれば、高さ制限に現に抵触している原告については、当然に原告適格が認められるべきであります。
　また、ダイビングショップやエコツーリズムを経営し、大浦湾を訪問スポットとしていた原告がいます。こちらの原告については、公有水面の消失により直接的に不利益を受けることはもとより、工法の「変更」に伴う地盤改良工事や、当初承認による埋立工事よりも更なる土砂の投入等が行われる結果、海洋環境により甚大な悪影響を及ぼす可能性が明らかに存在します。
　このような悪影響により、清浄な海洋環境が（当初の埋立承認に基づく工事よりも）さらに悪化することで、ダイビング業等に直接的な悪影響（従前案内が可能であったポイントにおける案内が不可能になることや、そもそもそのポイントへの訪問（潜水を含む）希望者が減るなど）が出ることは必至であり、現に、既にこれら原告については、そのような悪影響が出始めています。
　このように、本件代執行による「変更」承認処分により、これらの原告は、清浄な海洋環境を享受する者をして、違法な事業に起因する災害を受けず、又は公害（騒音のみならず水質汚濁も含む）によって健康、生活環境若しくは営業に係る被害を受けないという利益を現に害されていることから、これらの者についても、原告適格が認められるべきである。

５　既に述べたとおり、原告適格については、本件原告らの少なくとも一部については認められることが明らかであるところ、昨年示された納骨堂事件最高裁判例において、林道晴判事がその意見で述べた「第三者の原告適格については、前記のとおり、行政事件訴訟法９条２項が追加された趣旨を踏まえた適切な判断が求められるところであって、審理を担当する裁判所としては、そのような判断に必要な限度を超えた主張立証が漫然と継続されることのないよう、十分に留意すべきである」という諫言ともいうべき指摘に真摯に耳を傾けるべきであって、本件は速やかに本案審理に移行されるべきである。

以　上